

具情書

被告

A

右被告ハ民国三十五年復讐字第九號殺人事件ニ基キ調査終了シテ  
 エノトシテハ公訴ヲ提起セラレタルニ其ノ起訴理由トシテ採用シアル事項ハ何  
 レハ被告ノ以外トスル所ニシテ若シ之カ事實ナラハ敢テ辨疏スルコトナラ  
 任ハ當然特ニ法ノ致ス所ニ依リ判決ヲ受クヘキナルニ犯セシコトナキ無根ノ  
 理由ヲ以テ起訴セラルルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ

左ニ其ノ具体的起訴理由ニ就テ具情セン

一 民国三十四年五月頃平魯縣楊■■ノ息子嫁ヲ強姦セリ  
 抑々被告ハ民国三十三年五月五日平魯縣警察指導官ニ任セラレ民国三  
 十四年三月十五日頃迄平魯縣ニテ勤務シタルニ三十四年三月十五日大同ニ  
 出張中大同警察指導官トシテ執勤ヲ命セラレ其ノ儘平魯縣ニ歸ヘルコト  
 ナリ大同ニアリタリ故ニ事件發生當時ハ既ニ平魯縣ニ在ラス後任ハ伊地  
 知靜司ナリ

法 務 省

ハ勿論其ノ一員タル干連徳ナル者太原市政府ノ衛村協力員トシテ在リ尚日人  
 ニテ資源会議局員北■■(元平魯縣指導官)ノ證言ヲ得レハ幸ナリ  
 亦證人タラフ■■ナル者當時ノ加害者ノ面識アル筈被告ト會ハ自ラ判然ト人  
 違ヒナルコト明ラカトナルモノト確信ス

二 人民ノ牛驢ヲ接收マレシ由函獲ト稱シ之ヲ沒収セリ  
 牛驢ヲ接收セルコトナシ

但シ被告ノ記憶ナル所テハ牛驢ハ日本軍警備隊(泉部隊大田中隊)ニ於テ作  
 戰警備間軍需品輸送ノ為何レモ徵収シアルモノニシテ牛驢ハ行動遲鈍  
 ニシテ軍用ニ供シ得サル点ヨリシテ被告カ沒収セリトナシアルハ不可解ナリ  
 此ノ件ハ被告ノ關係セサルコトハ明カナルニ日本軍ニ於テ徵収シアルコト被告  
 カ為シタルモノナリト證人楊天オカ誤認報告セルモノト思ヘリス  
 三 婦女ヲ徵集強姦シ娼妓ト為サシム  
 婦女ヲ徵集スル等ハ被告ノ警察指導官ノ職責ヨリシテ又出来得ルカ否カ  
 判断賜ハラントナラ

此ノ件ニ第二項ノ如ク日本軍警備隊ニ於テ慰安所ナルモノヲ開設シアリタ

ルハ記憶アルニ但シ軍ニ於テ總テ實施シタルモノニシテ誤解ニ甚クダシ  
之ヲ要スルニ右事項ニ関シ被告ハ責任ヲ回避セントスルモノニアラス被告ハ到廷  
後ニ言ラ左右ニシテ承認セサルトアルニ被告トシテハ事實ハ事實トシテ秘  
スコトナク供述シタルモノニシテ詳細綿密ナル調査ノ上公平ナル審理ヲ賜ハラ  
シコトヲ

中華民國三十六年四月十六日

被告

A

軍法審判官閣下

法務省